

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 29日

富山市長
藤井 裕久 殿

提出者

住 所 富山県富山市八尾町保内2-1

氏 名 (株)KOKUSAI ELECTRIC 富山事業所
富山事業所長 小竹 繁

電話番号 076-455-9111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社KOKUSAI ELECTRIC 富山事業所
事業場の所在地	富山県富山市八尾町保内2-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	半導体製造装置製造業
②事業の規模	売上高約188,700M¥ (令和6年度)
③従業員数	1125人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	半導体製造装置の研究・開発において、次の特管が発生。 《腐食性廃酸》 1. ウエハ、石英をフッ硝酸で洗浄。 2. 排水処理後の廃液を委託業者にて回収。 3. 委託業者での中間処理は二通り。 ①混合調整後、他社での酸洗用とし再利用。 ②中和後、焼却し燃え殻を路盤材とし再生利用。 《汚泥(金属を含むもの)》 1. 水銀プローバでの電気特性の測定にて、水銀付着のウエハとウエスが発生。 2. 委託業者での中間処理は、焼却後、燃え殻を路盤材とし再生利用。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
環境統括責任者	事業所長						
環境管理責任者	環境部長						
環境担当者							
特別管理産業廃棄物管理責任者							
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	<p>【前年度（令和6年度）実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>腐食性廃酸</th><th>汚泥(金属を含むもの)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>55.56 t</td><td>0.02 t</td></tr> </tbody> </table> <p>(これまでに実施した取組) 《腐食性廃酸》 使用済洗浄液の汚れが少ない場合は再度使用する。</p>	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)	排 出 量	55.56 t	0.02 t
特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)					
排 出 量	55.56 t	0.02 t					
<p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>腐食性廃酸</th><th>汚泥(金属を含むもの)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>55 t</td><td>0 t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 《腐食性廃酸》 使用済洗浄液の汚れが少ない場合は再度使用する。 《汚泥(金属を含むもの)》 排出予定なし。</p>	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)	排 出 量	55 t	0 t	
特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)					
排 出 量	55 t	0 t					
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし						
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量			
(これまでに実施した取組)			
			【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量			
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
	自ら埋立処分を行ふ 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)
	全処理委託量	55.56 t	0.02 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	55.56 t	0.02 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 《腐食性廃酸》 使用済洗浄液の汚れが少ない場合は再度使用する。			

(第5面)

		【目標】			
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	汚泥(金属を含むもの)	
		全処理委託量	55 t	0 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	55 t	0 t	
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
<p>(今後実施する予定の取組) 《腐食性廃酸》 使用済洗浄液の汚れが少ない場合は再度使用する。</p>					
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度（令和6年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	55.58	t	
		<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃のマニフェスト発行を全て電子とする。 ・新規産廃委託先選定の際は、電子マニフェスト使用を必須とする。 			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。